

市民意見公募手続の実施結果

事案番号 11618

所管課名 都市・交通計画課

実施事案名 松山市立地適正化計画(案)

意見提出期間 平成29年2月8日 ~ 平成29年3月9日 30日間

●意見の提出の有無 有 無

●意見の提出件数 個人： 件 人 【件数内訳】 持参： 郵送： Fax： 電子メール： その他：
 団体： 5 件 (1) 人 【件数内訳】 持参： 郵送： Fax： 電子メール： 1 その他：
 合計： 5 件 (1) 人 【件数内訳】 持参： 0 郵送： 0 Fax： 0 電子メール： 1 その他： 0

●意見の反映件数 3 件 / 5 件

★提出のあった意見の概要及びそれに対する市の考え方等

意見の概要	意見に対する市の考え方	政策等の案の修正内容
◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※集約意見数 P2-20、P2-24のコメント ・「投資的経費は1999年(H11)頃以降、減少の一途を辿っています。」とされているが、2008～2011にかけては増加している。投資的経費が全体に占める「割合」ではなく「額」のことであれば、減少傾向という表現の方がふさわしいと思われる。	◆政策等の案への反映結果 <input checked="" type="checkbox"/> 反映 <input type="checkbox"/> 反映なし 「額」に関することであるため、修正いたします。	P2-20、P2-24： ～減少の一途を辿っています。→～減少傾向にあります。
◆類似意見の集約 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※集約意見数 P3-11： ・土石流危険箇所とはなにか。 土砂災害危険箇所の中の土石流危険渓流と認識している。	◆政策等の案への反映結果 <input checked="" type="checkbox"/> 反映 <input type="checkbox"/> 反映なし 松山市防災マップ改訂版にある土石流危険区域の誤りのため、修正いたします。	P3-11：土石流危険区域に修正
◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※集約意見数 P3-14、付1-6～1-7、付1-24、付1-34： ・「三津港」や「松山観光港」の表現は俗称であるため、正式地区名を追記してはどうか。	◆政策等の案への反映結果 <input checked="" type="checkbox"/> 反映 <input type="checkbox"/> 反映なし 正式地区名の追記をいたします。 ただし、付属資料「上位・関連計画」の中は、既定計画に記載されている文言であるため、修正は見送っております。	P3-14：海の玄関口の一つである三津港(松山港内港地区)
◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※集約意見数 P4-1～ ・松山市都市計画マスタープランにも記載のある、JR松山駅西部への路面電車の延伸を考慮して、終点の電停から半径300m圏(松山環状線から西側の南江戸4丁目等の一部)を区域に含めることとしてはいかがか。	◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし 立地適正化計画は今後、平成30年度末に居住誘導区域を設定する予定にしております。また、立地適正化計画は不断の見直しが行われるアクションプランの位置づけから5年を目途に見直しをするようになっております。今回ご意見がありました個所については、工事の進捗状況や電停の確定した位置情報などの関係から、もう少し進捗が見られてからの位置づけが望ましいと考えております。よって平成30年度の居住誘導区域の設定時や次の見直しの時期にあわせて、将来の検討事項とさせていただきたいと考えております。	

<p>◆類似意見の集約 □有 ■無 ※集約意見数</p> <p>P5-1~:</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に閣議決定された全国の住生活基本計画では、目標2の「高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現」の基本的な施策として、「まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じたサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進」と掲げており、それを受け県で策定中の住生活基本計画でも同様の施策とすることを予定している。 また、国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業において、市区町村のまちづくりに即したものに支援を重点化することを盛り込んでおり、平成28年度以降交付申請される事業には「地元市区町村への意見聴取を行うこと」を要件としている。 貴市立地適正化計画のサービス付き高齢者向け住宅の立地誘導について、以上の施策の趣旨を鑑みて検討してはどうか。 	<p>◆政策等の案への反映結果 □反映 ■反映なし</p> <p>サービス付き高齢者向け住宅に係る地元市町村への意見聴取については、県内他市町のサービス付き高齢者向け住宅の登録事務を行う愛媛県と協議したところ、県内他市町では、当分の間、当該意見聴取を要しないこととしているとのことであったため、松山市においても当該意見聴取を要することとはしていないことや、現在のサービス付き高齢者向け住宅の立地状況や多様な生活スタイルに対応するには都市機能誘導区域外にも必要な施設であること等を考慮した結果、今回の都市機能誘導施設への設定は見送っております。</p> <p>ただし、立地適正化計画はアクションプランであり、不断の見直しをするようになっておりますことから、今後も立地状況等を確認し必要に応じて都市機能誘導施設への可能性の検討を行ってまいります。</p>	
---	---	--

★政策等の案の公表後、実施機関が自らの判断において修正した内容

修正内容		修正理由
修正前	修正後	
<p>P2-14: 図2-4-2</p>	<p>⇒ グラフ中に「小売吸引力指数」を追加</p>	<p>小売業の実態をよりわかりやすくするため、小売吸引力指数を追加しました。</p>
<p>P2-18: 図2-7-1 資料: 地方財政状況調査、住民基本台帳(各年10月1日現在)</p>	<p>⇒ 資料: 扶助費/地方財政状況調査、国民健康保険会計/松山市の財政、住民基本台帳(各年10月1日現在)</p>	<p>国民健康保険会計の出典は、「松山市の財政」の誤りであったため、修正しました。</p>
<p>P2-23: 経済活動 ・無料の大規模駐車場を有する大型商業店舗の郊外立地により、中心市街地の小売業の店舗数や年間商品販売額は減少傾向にあります。また、中心市街地等では、空き店舗が増加傾向にあります。公共交通の利便性に劣る地域への商業施設の立地が進むと、自分で自動車を運転できない高齢者等にとって、容易に買い物ができなくなることが懸念されます。</p>	<p>⇒ 小売業 ・通信販売市場の拡大や無料駐車場を有する大規模集客商業施設の市外での立地等が進む中、松山市の中心市街地など市内商店街の空き店舗率は下げ止まりつつあるものの、市域の小売事業所数や年間商品販売額は減少しており、小売吸引力は著しく低下しています。 一方、市内では依然として郊外店舗の立地が増加しており、高齢化の進行等により自家用車を利用できない市民が容易に買物できるよう、徒歩や公共交通の利便性の高い場所への施設の立地や充実が求められます。</p>	<p>従前に比べて記載事項と内容を小売業に絞り、実態に沿った内容に変更しました。</p>
<p>P2-38: マイナス要素 ■商業の衰退化 ・市街地の拡大に伴い、郊外に大規模商業施設の立地が進み、都心部をはじめ、小売業は衰退の一途にあります。</p>	<p>⇒ ■小売業の衰退化 ・市街地の拡大に伴う郊外や市域外への大規模商業施設の立地や、通信販売が拡大する中、市の小売吸引力は低下が続き、都心部をはじめ、市全域での小売業の衰退が見られます。</p>	<p>上記箇所と併せて小売業の実態に絞って記載を修正しました。</p>
<p>P3-5:(2)方針1 上位・関連計画との整合性 P3-7:(3)方針2 既存ストックの集積性 P3-9:(4)方針3 拠点間や都市機能施設へのアクセス性 P3-10:(5)方針4 都市機能施設の維持可能性 P3-11:(6)方針5 災害時の安全性の確保</p>	<p>⇒ P3-5:(2)方針1 上位・関連計画との整合性の確保 P3-7:(3)方針2 既存ストック(都市機能施設)の活用 P3-9:(4)方針3 拠点間や都市機能施設へのアクセス性の確保 P3-10:(5)方針4 都市機能施設の維持 P3-11:(6)方針5 災害時の安全性確保</p>	<p>・P3-4の方針と文言の整合がとれていなかったため、文言を統一しました。</p>
<p>P3-16: 居住誘導区域を定めない区域 ・都再法第81条第11項、同法施行令第22条 ・農地法第5条第2項第1条</p>	<p>⇒ ・都再法第81条第11項、同法施行令第24条 ・農地法第5条第2項第1号口</p>	<p>H28.9の施行令の改正が反映されていなかったため、修正しました。</p>

<p>P5-4 : 誘導施設の定義 商業施設 (スーパー・百貨店等) ・ 食料品を取り扱う</p>	<p>以下の産業分類に該当する延床面積3,000m²を超える商業施設 <input type="checkbox"/> 日本標準産業分類 (総務省 : H25.10改訂) の小分類のうち、 ⇒ 561 「百貨店、総合スーパー」 569 「その他の各種商品小売業」 581 「各種食料品小売業」 582 「野菜・果実小売業」 583 「食肉小売業」 584 「鮮魚小売業」</p>	<p>誘導施設の定義が不明確であったため修正しました。</p>
<p>P6-3 : 目標値 ・ 居住誘導区域内の人口密度 ・ 公共交通の手段分担率 ・ 徒歩の手段分担率</p>	<p>指標1: 居住誘導区域内の人口密度 指標2: 公共交通の分担率 ⇒ 指標3: 65~74歳の外出率 指標4: 徒歩の手段分担率 指標5: 65歳以上の1日あたりの歩数</p>	<p>この計画でどのようなまちづくりを目指すのかをより明確にするため、目標指標を追加しました。</p>